

# 議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和元年 12月 3日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和元年 12 月 3 日 (火) 午前 9 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	欠	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	欠
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 北村 隆靖	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 6 番 荒木 清隆 委員 7 番 森田 利光 委員

6. 議 事

第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項規程による通知書	18 件
第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 3 号議案	農地等形状変更の届出案件	1 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第 7 号農用地利用集積計画 (案) の決定案件	14 件
第 5 号議案	吉野ヶ里町農業委員会規程の一部を改正する規程	1 件

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和元年12月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくをお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11名中10名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は7名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。  
6番 荒木 清隆 委員 7番 森田 利光 委員、議事録署名をお願い致します。

- **議長** 3番の議事に入ります。

第1号報告	農地法第18条第6項規程による通知書	18件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	2件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農地等形状変更の届出案件	1件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第7号農用地利用集積計画(案)の決定案件	14件
第5号議案	吉野ヶ里町農業委員会規程の一部を改正する規程	1件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第1号報告について説明をお願いします。

- **事務局長** 1ページをお願いします。

第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認 合意解約-1~3を朗読。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

- **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1 について説明を求めます。

- **事務局長** 4ページをごらんください。

第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件について説明します。整理番号 3-1 を朗読。

賃借権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、5ページの調査書

のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。

申請地につきましては、6ページに位置図、7ページに字図の写しを添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 本人と話しまして、譲受人の家が隣にあり、苗代として使いたいということで、問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇推進委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 別に問題ないかと思えます。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-2 について説明を求めます。
- **事務局長** 8ページをごらんください。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-2 について説明します。

整理番号 3-2 を朗読。賃借権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、9ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、10ページに位置図、11ページに字図の写しを添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** この方は前報告で合意解約されたということで、3年ほど前からオリーブを植えられていて、今回買ってくださいと言われたので今回申請されたと聞いております。問題はないかと思えます。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 適正に管理されているので、問題は無いと思えます。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-1について説明を求めます。

- **事務局長** 12ページをごらんください。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-1について説明します。

整理番号5-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。転用目的である一時転用(土砂採取)の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、13ページに位置図、14ページに字図の写し、15ページに土地利用計画図・断面図、16ページに建物平面図・立面図を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番(〇〇委員)** ここは周りは畑だったんですけど今は荒れて原野化しています。なので、周囲に迷惑はかからないので問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **福島推進委員** ここは原野化して荒れているので、むしろ倉庫などを建ててくれた方がきちんと管理されるので良いと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- **議長** 続きまして、第3号議案 農地等形状変更の届出案件 整理番号形状-1について説明を求めます。

- **事務局長** 17ページをごらんください。第3号議案 農地等形状変更の届出案件 整理番号形状-1について説明します。今回は1,000㎡を超える案件ですので、申請人と代理人の方に来ていただいています。

整理番号 形状-1 を朗読。申請地につきましては、18ページに位置図、19ページに字図の写し、

20 ページに土地利用計画図、21 ページに断面図 22 ページから 24 ページに現況写真、25 ページに顛末書を添付しております。

説明は以上です。

- **副会長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** この土地は、顛末書にもありますとおり、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、昔赤土田植え泥を販売されており、その跡地に 30 数年前くらいからだったと思いますけども、残土を入れ始めていき今回の申請に至ったんじゃないかと思います。私も現場を見に行きましたけれども写真にもありますように残土が 5m 近く積み上がっている状態でしたので、それを機械で整地してミカンを植えるとのことで、そして下の方は勾配を緩やかにつけて、そこに草の種をまいてそういうことをされると聞いております。地元の方また地権者の方と話していたが、ここは道はさんですぐ田んぼがありますので、崩れた時に被害が出ないように防護柵をつけてほしいとの要望があったのでそのところを検討していただきたいと思います。勾配をつけてそれで終わりとの説明を受けていますが、地元としては、歯止めと言いますか、擁壁を付けていただかないと泥が来たら、道挟んで下は田んぼですもんね。ここはゲリラ豪雨地区と言いますか、山手ですので、そういう危険性がありますので、そこらへん地区の方も言ってらしたので、そこらへんよろしくお願いします。
- **議長** リスク防止と言いますか、土砂流失の対策はしてもらわんと。
- **〇〇番（〇〇委員）** ミカンを植えるてなってるけど何のミカンば植えるのかな？ミカンもいろいろあるとですよ。
- **代理人** 先ほど委員さんが言われました分で、これが法務局の図面になります。ここに昔の里道があります。言われてるのはここから先に泥がいかんごとということですかね。24 ページにつけてる写真が Google の写真を使っているんですが、Google の写真は 1 年に 1 回くらいで更新されよるですもんね。だからこの写真は 1 年くらい前のものの航空写真かと思います。今土を積んでいるのがこの辺だと思います。私が測量させてもらったのがこの辺です。測った先がこれからまだ、25m くらいあります。この先を見てみると 30 年前からされていたので今は樹木が生い茂っていて一応法面が保護されている形になっています。見に行かれたときに積んであった新しい泥はここら辺にありますもんね。その分が崩れる恐れがありますので、農業委

員会の会長からお話があった時に、法面保護の方法で、植生法で方法があるんですね。吹付けとか、種子を蒔くとか。お手元の図面にはここに泥がありますので、ここの下ぐらいまでに植生法で植え付けていって、最終的な法尻がここにきにきます。これからまだ 20m以上ありますからこの先に防護柵という話はしていませんけども、今日は申請人の方も来られていますので、どうされるか。

- **議長** 今話が見えないのが、今あるところの土砂を整理するだけなのか、今後とも土砂の搬入があるのかがみなさん見えとらんと思うさい。そこら辺はどうなんですか、実際。そこが一番重要なんですよ。これから先も搬入があると形状がどんどん変わっていくけん。そこら辺お願いします。
- **申請人** 新たに泥を搬入する意向はありません。今の形状をならしていって、いくらか足りない部分は入れんばかなとは思いますが、事業用でこれからどんどん搬入する意向はありません。先ほども言いましたが、今回の形状変更をするためには今ある泥だけではできないので入れませんが、事業用でこれから入れていく意向は毛頭ありません。
- **〇〇番（〇〇委員）** 11月28日のニュースで、土木建設業で宅地造成した後大雨で土が流失してその中に廃棄物が混じっていて刑事告訴されたとニュースであったんですが、今まで積み重ねた残土にそういった物が入ってないか、入っている可能性があるならば、一括撤去が望ましいと思います。
- **申請人** うちはそのような変な物を持ち込んだりすることは、ございません。
- **〇〇番（〇〇委員）** そういうのを払拭するために、現状回復するのが望ましいと思うのが私の意見ですけど。みなさんがどう思っているかはわかりませんけど。
- **〇〇番（〇〇委員）** 今置かれている残土を下に落として勾配を低くするというようなことはできないんですか？
- **申請人** 奥行きがあるものだから今より緩やかに勾配を設ける事は可能であり、そうさせていただけようと考えております。
- **〇〇番（〇〇委員）** 利用目的がミカンとなっていたんですけども、今頃ほとんどがミカンから撤退している中で、採算がたつと考えるのでしょうか。
- **申請人** こういう言い方すると失礼かもしれませんが、別にミカンで生計を立てようと思って

いるわけではなく、私も年をとりましたので、老後の楽しみ、道楽的に。私は専門は農業ではありませんので。

- ○○番（○○委員） この広さでミカン植えて草刈りなどして管理するのは相当な労力が必要なんですよ。ですから果たしてミカンを植えられても、管理できるかというのが不信なんですよ。あとミカンを植えたらどれだけ草刈りをしないといけないか。夏はずっと草刈りしよかんといかんしですよ。並大抵のことじゃないとですよ。果たして本当にミカンを植えられるのかなと疑問です。最悪でも山の上であって、毎年水害等がどこかで発生している中で、万が一災害が発生したらさざんかの湯まで流れるような大災害になってしまうと思うんですよ。ですから、先ほども話がありましたように防護柵は必ず必要と思うんですよ。
- 代理人 私の方からですけども、まず前提が、畑は畑で使ってほしいという農業委員会からの意見がありました。今現状としてこういう状態になっていますし、どうやって農地を潰さないで畑として利用できるかを考えたとき、果樹を植えて畑として利用してほしいと言われたので、申請人と話してミカンを植えるようになったんですよ。もう一点ですけども平成23年頃に石動、松隈地区に3日間で約400ミリの雨が降ったときに松隈の山は崩れたときにこの山は崩れなかったみたいで、当時の雨量400ミリに対し崩れていませんのでこのままの状態で大丈夫かなという思いがあつてですよ。それと私が測った中であそこの入り口の高さでいけば、今下に入った泥のところが高低差が7.6mほどあります。それで境界点を考えていって約40m程ありましたので、法面を34度という角度がつきます。それをなるべくひらった形で今現状の物をもう少し切り立たせて形状を変更するために、図面で言えばRBの50と言うところまで測量させていただきました。そこでいけば15度とかくらいになりますので、そこにうまい具合に種子を吹付けて雑草を生やしていけば法面が崩れることはないんじゃないかなというのがあつてこの図面を作ってます。
- ○○番（○○委員） 理屈とかなんとかやなくて、農地としてどう管理していくかということが大事であつて、農業委員会としてはね。ミカンで言ったって私もミカン作りよったけん。今ミカン作って合うかな。どういうミカンを作るとかそういう経営的手腕をね。ここに出すならさ、考えてもらわんと。農業委員会としてはさ。例えばオリーブならオリーブも大きくなるし、いろんな形の中でとられるけど、ミカンで聞いたとき、我々ミカンで採算合わんて思っつとる

けんさ、そういう現状の中にあなたがミカンで出されたときに、農業委員会としてね果たしてすごいと思うわけよ。老後のため、老後のためにならんわけよ。申し訳なかばってん。私たちもしてきてるけん。

- **代理人** ミカンていうのが果樹って意味でたまたまミカンであるだけであって、特に意味はありません。あと内輪の話ですけども、神崎市に志波屋って地区があって同じような案件があつて話をしたときに農業委員さんが昔ミカン畑だったところが山に変わっているんですね。神崎市の農業委員会に確認に行ったら、逆にそこは農地としては管理できないだろうから非農地という形で上がってきてですね、地目が変わって今葬祭場になろうとしています。今の案件が果樹ということで果樹かなんかを植えて農地を保全していただきたいとの話が農業委員会からあつてたまたまミカンとなっただけであって当然植えるものを変える事はできます。
- **議長** 今の話聞いていると農業委員会主導みたいになってるけど事務局はどういった指導をしたわけ？
- **事務局** 事務局としては、農地に復元してもらうのが一番良いと話をした中で、元に戻すというのも経費が結構かかるため形状変更という形をとったのですが、今農業委員さん達の意見を聞いていると、農地に復元した方が良いという意見と、現状のまま利用するとなると防護柵をきちんとしてもらわないとやっぱり南の里道に流出したり。一番農業委員会で心配しているのが 20 ページの土地利用計画図を見ていただきたいんですけど、A1 と A2 と書いてあるところがあると思うんですけど、A2 の先の方が農地なんですよ。このまま形状変更ですというならば防護柵が必要かなと思います。あと、建設課の方にも合議をしたところ、やっぱり法高が 5m を超えているので、1m から 2m の昇段を設けることということと、法面保護をすることと意見がきております。そういった中で、こういった事がきちんと対応していただけるのであれば形状変更で認める、そういうことだと思うんですよ。今回保留しとって建設課からの意見を呑んでもらう。図面の中に造成する分が出てきてまして、すでに造成しているところもあつて、そこも 5m を超えているので、そこも昇段を設けないといけないとの意見が出てます。そこら辺を考えていただいて、農業委員さん達は判断をしていただきたいと思います。
- **議長** 境界からだいたい何メートル離れたところから盛土が発生すると？
- **代理人** 境界線から 40m 離れたところに今盛土されています。

- ○○番（○○委員） 先日見に行ったとき砂利が置いてあったですね。
- 代理人 確認したら、同じ部署の農地整備係、土地改良がどこかの工事で他業者に工事を発注して、どっかの泥をとってそれを仮置きしてあるらしいです。申請人もよく知らないとの事でした。
- 申請人 ちらっと話は聞きましたが、農業委員会で審議させてもらいよるけんが、役場と話をきちんとしてとは伝えました。
- 議長 結局は地目が農地であるから農地に戻るのが前提であると事務局は指導したわけですね。現実はなんか名目ばつくらんばけんミカンて書いたてことやろ。昇段は絶対的要件になるわけ？
- 事務局 開発に合義したら昇段を設けなさいと意見が出たわけで、境界まで 40mは距離はありますけど、手前で防護柵を設けるのか、境界のところで設けるのかという話で、そういった意見が出てますので。絶対要件じゃないんですけど、防護柵を付けるのが望ましいと思います。
- 議長 今回の審議で防護柵などの話が出てますけど申請人は考え方はどうなんですか
- 申請人 もし迷惑をかけるようであればもちろんせんばいかんし、小さい頃からこの地区にはお世話になっているから地区に迷惑がかかるようなことは絶対したくないし、境界まで距離もあるし防護柵の必要はないと思いますよ。ただ、絶対付けてくれんといかんばいと意見が上があれば対応はさせていただきます。ただ、境界点までは余裕がありますので、気持ち的にはする必要はないのかなと思っています。
- ○○番（○○委員） 道挟んで向いのの田んぼご存じですね。勾配があるところに田んぼがあるけんですね。勾配があるところに田んぼがあるわけけん地権者の方が心配されているわけですね。大雨の時とかにもしこっちに流れてきたらとかですね。そういうことで防護柵をしてくれとの話を聞いています。
- 申請人 ひどい大雨は想定せんばかとは思いますが。今までうちの親父がいろいろしよって、下の農地に迷惑をかけたことは一度もない。
- ○○番（○○委員） それはもちろんわかっています。今回は埋め立ててこうこうこうされるけんですね。その辺で。
- 代理人 委員さんが地区からお聞きになったことはおそらく形状変更で泥をいれますよって

いうのをですね、地区の方はあそこに全部泥を入れられるとの気持ちがおありかわからんですもんね。

- ○○番（○○委員） いや、説明はきちんとしたんですよね。勾配がついてこうしてって
- 代理人 はっきり言って、今申請者が申し上げたように、大々的に泥は持ってきませんよ、今ある泥をきれいに整地しますよとの話をされていますので。大々的に泥を持ってきて山積みにするとかじゃなくて、今の形をきちんと形成するという考えが申請人にはあるんです。
- 議長 計画通りならよかばってん業者さんでもあるので、この先残土がまた入ってくるんじゃないかという気持ちは持ってあると思う。やっぱ他の地域でも当初の計画と違って土砂の量が多いところが多い。それを撤去せろと言うたときに大変な問題になるわけ。その都度確認しよらんざんと。申請人がこの図面どおりでこれ以上は絶対持ってこんよていうのがどうなのかというのが、皆さん疑いのところやろと思うさ。業者さんやけん残土処分でどんどんもってくるていうのが皆さん腹の中にあるってのを私は思うわけ。
- 申請人 私は長く○○に付き合いがあります。田植泥で商売をさせてもろうて、その後形状をいくらか残した形で、私も父が亡くなったもんでそのまましてて今回ご指摘受けました。私は○○地区に対して裏切り行為とか全くする気はございません。その辺はわかってほしかったんですが、今会長さんが言われたように、余計いろいろ持って来やせんやろうかというのは、うちと上石動との付き合いは変なことをする付き合いではないかと思えます。
- 議長 この案件は一旦保留にして委員会全員で現場を確認して継続協議という形をとりたいのですがよろしいでしょうか？
- 代理人 わかりました。
- 議長 続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度第7号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。
- 事務局長 26ページをごらんください。第4号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が4件、再設定が10件の計14件で、田が38筆 68,606㎡、合計の68,606㎡となっております。  
次に27ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回ま

での累計面積 4,373,099.48 m<sup>2</sup>、今回解約面積 60,201.87 m<sup>2</sup>、今回計画といたしまして 68,606.00 m<sup>2</sup>、現在の合計 4,381,503.61 m<sup>2</sup>となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。
- **議長** 続きまして、第 5 号議案 吉野ヶ里町農業委員会規程のについて説明をお願いします。
- **事務局長** 28 ページの吉野ヶ里町農業委員会規程の一部を改正する規程を朗読。  
説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。
- **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。  
これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 10 時 35 分